

取扱処方箋数届書（様式第七）の注意事項

1 許可番号及び年月日

許可番号：薬局開設許可証の左上部に記載されている番号を記入すること。

年月日：薬局開設許可証下部の有効期間の開始日を記入すること。

2 薬局の名称・所在地

薬局開設許可証の記載内容に準ずること。

3 対象期間及びその日数

令和7年1月～12月において業務を行った期間とその期間の内、業務を行った（開局した）日数をいう。（年度ではないため要注意）

4 前年における総取扱処方箋数

令和7年1月～12月に取り扱った全ての処方箋の数を記入すること。

ただし、眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数は、3分の2を乗じた数とする。

なお、処方箋の取扱いがない薬局についても、昨年における総取扱処方箋数欄には、「0枚」と記入して届出を行うこと。

また、リフィル処方箋に基づき調剤を行った場合、その調剤1回ごとに、数に加えること。

5 備考欄

大分市内の薬局については、勤務薬剤師情報等の記入を不要とする。

ただし、薬局機能情報報告書における「薬局の薬剤師数」を算出する際に使用する「1週間の薬局で定める勤務時間」について、前年に提出した届書（平成26年6月12日以降に開設した薬局については新規申請時に届出ている。）から変更がある場合は、備考欄にその旨を記載すること。

取扱処方箋数の届出に関する法令（抜粋）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令

(昭和三十六年一月二十六日)(政令第十一号)

(取扱処方箋数の届出)

第二条の十三 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年三月三十一日までに、前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。以下この条において同じ。)を薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。ただし、総取扱処方箋数が著しく少ない場合又はこれに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合にあっては、この限りでない。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

(昭和三十六年二月一日)(厚生省令第一号)

(取扱処方箋数の届出)

第十七条 令第二条の十三ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 前年において業務を行つた期間が三箇月未満である場合
- 二 前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行つた日数で除して得た数が四十以下である場合

2 令第二条の十三の届出は、様式第七による届書を提出することによつて行うものとする。

○薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

(昭和三十九年二月三日)(厚生省令第三号)

(薬局の業務を行う体制)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)

第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 薬局の開店時間(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。)第一条第二項第二号に規定する開店時間をいう。以下同じ。)内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間(同号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ。)内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。
- 二 当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数(前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。)を前年において業務を行つた日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行つた期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定によるものとする。)を四十で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)以上であること。